

報告第29号

放棄した債権の報告について

新居浜市債権管理条例（平成27年条例第34号）第19条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年8月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

債権の名称 水洗便所改造資金融資返還金

債権を放棄した日 平成28年8月19日

債権を放棄した理由（新居浜市債権管理条例第19条第1項の該当規定）	放棄した債権の債務者数	放棄した債権の金額
破産免責確定（第3号）	2人	266,633円

参照条文

新居浜市債権管理条例（抜粋）

（債権の放棄）

第19条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。

- （1）私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるとき。
- （2）債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- （3）破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- （4）第13条に規定する強制執行等の措置をとった場合又は第15条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- （5）第16条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- （6）債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の見込みがないとき。

2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。